

「松本市公共施設等総合管理計画」概要版

(平成28年6月策定)

計画期間は、平成57年度までの30年間です。

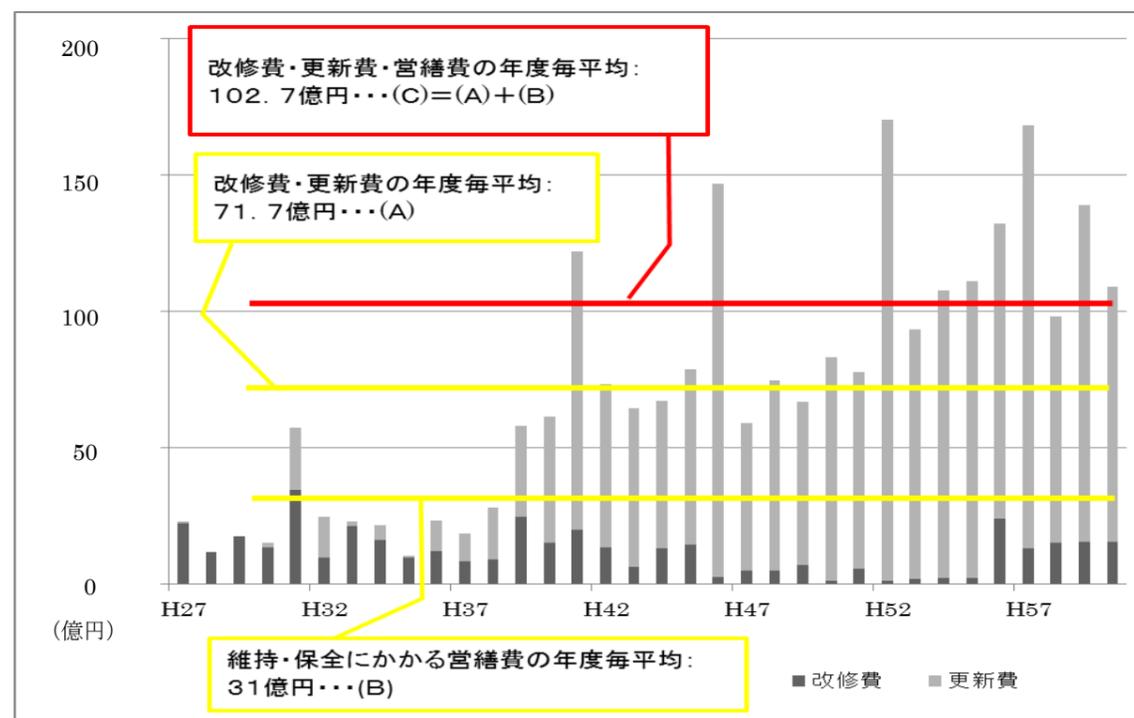


なぜこの計画が必要なの？

公共施設の更新費用が増加していきます。

昭和40年代半ば、昭和50年代後半、平成10年前後に多くの公共施設が整備されました。これらの時期に整備された公共施設の建替えが一時期に集中し、**多額の費用が必要となります。**

平成57年度までの30年間で公共施設（建築物）にかかる年間の必要経費の平均は更新費用71.7億円と維持保全費用31億円を合わせた102.7億円の見込みです。

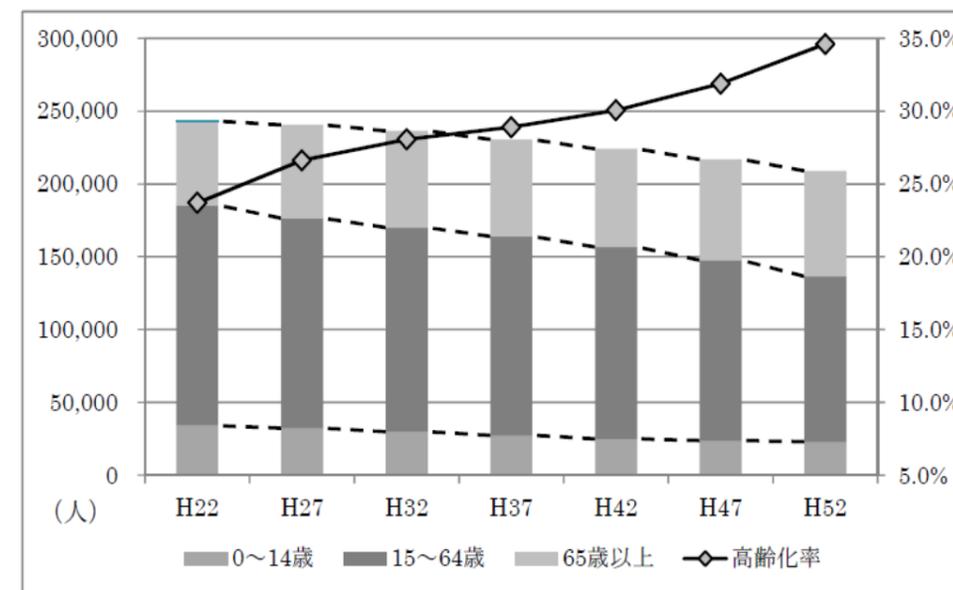


公共施設の整備に使えるお金は減少していきます。

松本市の人口は全国的な傾向と同じく、平成22年における人口を100とした場合、平成37（2025）年には94.9パーセントに、平成52年には86パーセントに減少する見込みです。

また、高齢化も進み、平成52年には高齢化率が約34.6パーセント（市民の3人に1人）に達する見込みです。

人口が減少し税収は減りますが、福祉等に要する費用は確保しなければなりません。



多額の経費が必要になり、収入減が見込まれる中、すべての施設を同規模のまま改修したり、建替えたりすることは困難です。

安全・安心な施設利用を持続させるため、今後は、公共施設（建築物）にかかる維持管理費を一層抑制することと同時に、公共施設（建築物）の規模や配置の見直し、需要が減少した施設の統廃合や用途変更などにより施設の有効活用を図ることが必要となってきます。

目標値を設定しました。

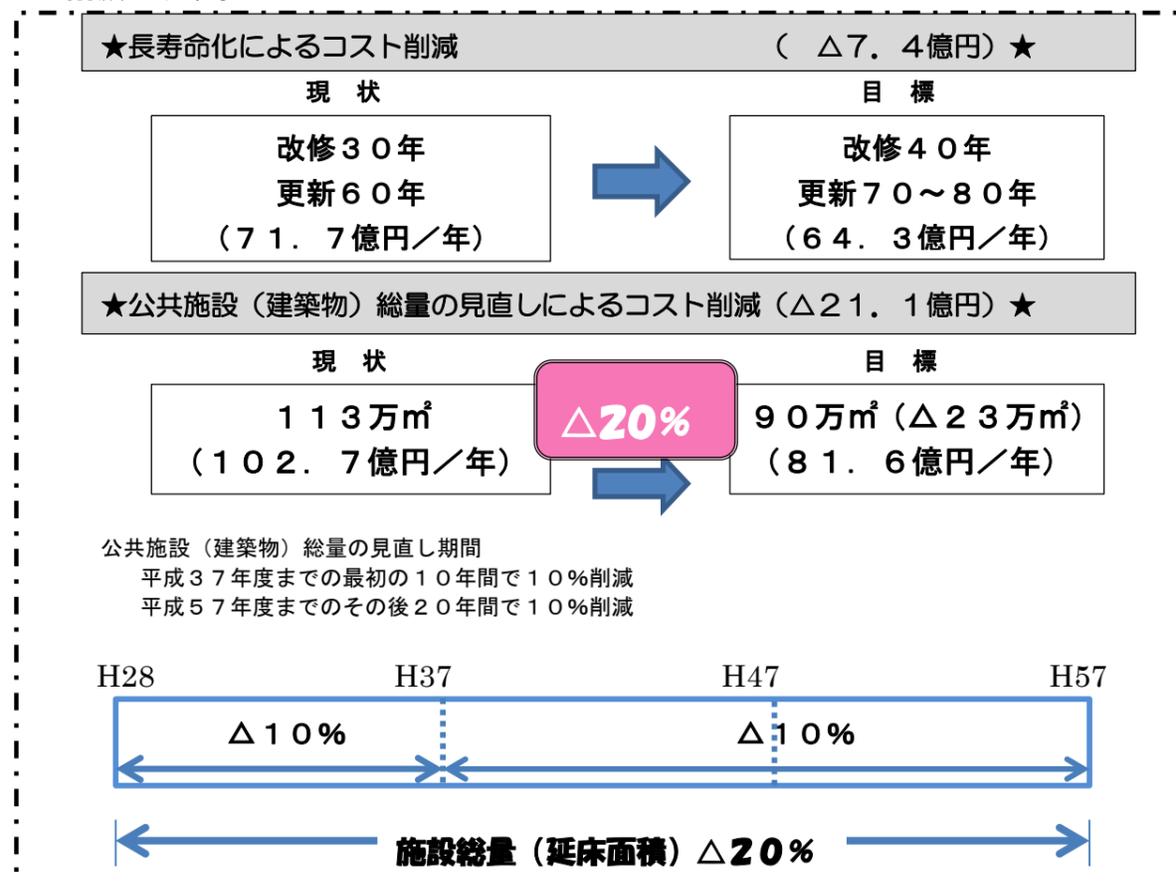
持続可能な行財政運営と、最適な施設配置の実現に向けて

公共施設等にかかる費用を年間28.5億円削減します。

将来公共施設等にかかる費用が年間28.5億円不足の見込みです。

項目	金額
毎年度、公共施設にかかる普通建設事業費 (平成27年度から31年度の財政見通し額の平均値)	(A) 110 億円
インフラ資産・公共施設(建築物)に必要な費用(年額) ※インフラ資産とは 道路、橋梁、上水道、下水道(農村集落排水処理施設含む)	(B) 138.5億円
年間不足額(A-B)	△28.5億円

😊 そこで、平成57年度までに、公共施設等にかかる費用を28.5億円削減するため、公共施設(建築物)の長寿命化を行うとともに、施設総量を20%以上削減します。



公共施設の更新・統廃合・長寿命化を進めるための 松本市公共施設マネジメント基本方針

公共施設(建築物)

I 「量」から「質」へ (「高品質」なサービスへ)

- ・マネジメントシステムを整備し、公共施設等に係る情報を一元化、共有化します。
 - ・施設が提供すべきサービス、機能水準を見直します。
 - ・再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ※マネジメントシステム
施設情報の一元管理するため、基本的な施設情報を管理するシステム

II 既存施設の最適化 (施設の有効活用)

- ・不要となった施設などを積極的に転用し、有効活用を図ります。
- ・財政負担を平準化するため、将来予測に基づく予防保全を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・施設長寿命化調査(劣化診断等)を行い、公共施設の劣化状況を把握します。

III 総量規制・総量削減

- ・施設の現況を客観的に把握・分析し、施設ごとに保有総量の最適化を図ります。
- ・類似施設の統廃合や施設内における共用部分の効率化を検討します。
- ・施設の改修・改築に当たっては、規模の適正化をはかり、改築に当たっては、既存の床面積を上回らない規模とします。

IV 民間活力の導入

- ・指定管理者制度の更なる活用を図ります。
 - ・施設更新時には財政負担を軽減するための民間資金の活用を図ります。(PPP、PFI)
- ※PPP: 公民が連携して公共サービスの提供を行う計画
※PFI: 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用

インフラ資産

I 計画的な維持管理・更新に基づく、施設の長寿命化

- ・施設の老朽化、損傷度の調査・点検を定期的実施し、実態を正確に把握した後に修繕、更新を進めていきます。
- ・将来予測に基づく予防保全へ転換することにより施設の長寿命化を図るとともに、主要な施設の耐震化にも取り組みます。
- ・都市機能や居住誘導区域、区域を結ぶネットワーク上の施設には、集中的な整備や適正な維持管理を実施します。

II 新たなインフラ資産の抑制

- ・立地適正化計画に合わせ、都市機能の郊外への立地や居住の郊外への拡大を抑制することで、インフラ資産の総量抑制を図ります。
- ※立地適正化計画
医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる。